

市民動物園会議動物福祉部会

第1回会議

日時：令和4年9月22日（木）15：00～17：00

場所：円山動物園プラザ

次 第

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 部会長の互選及び職務代理者の指名
- 4 開会
- 5 議事
 - (1) 部会に付託された審議事項（条例概要含む）及び検討スケジュール
 - (2) 円山動物園動物福祉規程について
 - (3) 円山動物園動物福祉基準について
 - (4) 円山動物園安楽死処置実施ガイドラインについて
 - (5) 次回会議の予定
- 6 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|-----------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 札幌市動物園条例（条文） |
| 資料3 | 札幌市動物園条例の概要 |
| 資料4 | 諮問書（写） |
| 資料5 | 部会の審議事項及び検討スケジュールについて |
| 資料6 | 札幌市円山動物園動物福祉規程（案） |
| 資料7 | 札幌市円山動物園動物福祉規程案（比較表） |
| 資料8 | 札幌市円山動物園動物福祉基準（案） |
| 資料9 | 円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案） |
| 参考資料1 | 市民動物園会議関係条例・規則 |

市民動物園会議動物福祉部会委員名簿

氏名	所属・職名等	分野
長倉 かすみ	(公財) 横浜市緑の協会 総務部総務課 課長補佐兼庶務係長	動物園関係者
山梨 裕美	京都市動物園 生き物・学び・研究センター 主席研究員	動物園関係者
小針 大助	茨城大学農学部 附属国際フィールド農学センター 准教授	動物福祉の研究者
本田 直也	本田ハビタットデザイン株式会社代表取締役 一般社団法人野生生物生息域外保全センター 代表理事(予定)	動物福祉の研究者
滝口 満喜	北海道大学大学院 獣医学研究院長・獣医学部長	獣医学の学識経験者

○札幌市動物園条例

令和 4 年 6 月 6 日 条例第 3 0 号

札幌市動物園条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 動物園（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 認定動物園（第 1 0 条）

第 4 章 円山動物園（第 1 1 条—第 1 9 条）

第 5 章 動物園応援基金（第 2 0 条—第 2 2 条）

第 6 章 市民動物園会議（第 2 3 条）

第 7 章 雑則（第 2 4 条）

附則

我が国の動物園は、これまで、地球上の様々な動物を飼育展示し、繁殖に取り組むとともに、調査研究から得られた野生動物の生態等の情報を、動物の展示や教育活動等を通して市民に伝え広めてきました。市民は、命ある野生動物を観ることで生き物や自然の不思議さを感じ、知的好奇心を高める憩いの場として動物園に親しんできました。

一方、現在地球上では、生物多様性が急速に失われ、絶滅の危機に瀕している野生動物がいる中、動物園が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。

あわせて、動物の飼育に当たっては、飼育動物の欲求を満たし、その動物にとって幸せな暮らしをつくっていくという考え方が近年世界的に広がっており、動物園には、野生動物を将来にわたり守っていくことを考えながら、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療を実践することが求められています。

札幌市では、1951年に子どもたちの学びの場や市民の憩いの場を提供するために円山動物園を設置し、多くの市民に親しまれてきましたが、過去には良好な動物福祉の確保に対する取組が不十分であったことにより尊い命を失う

事故を起こしてしまいました。このため、札幌市では、この反省の下、円山動物園の飼育管理体制や長期的な運営方針を見直し、良好な動物福祉の確保と生物多様性の保全に重きを置いて取り組んできたところです。

しかしながら、動物園が生物多様性の保全の役割を持っているという認識が社会全体に十分に広まっているとはいえ、また、現行法令では動物園がその社会的役割を果たすための取組が明確には示されていません。これらのことが、円山動物園を含む動物園のあり方を不安定なものとしており、動物園の持続可能な運営のためには、この状況を変えていくことが重要な課題となっています。

そこで私たちは、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責務を明らかにし、さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会をつくり育てていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物園が野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園の活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、動物園に関する施策等について定めることにより、現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物多様性 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (2) 野生動物 家畜化されておらず、かつ自然環境下において生息する動物をいう（当該動物を動物園において飼育し、又は繁殖したものを含む。）。
- (3) 動物園 動物園、水族館、昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育

及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。

(4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。

(5) 生息域内保全 生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいう。

(6) 生息域外保全 主に生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

(7) 累代飼育 動物を3世代以上にわたり安定的に繁殖させることにより、飼育下にある動物の個体群を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 動物園の活動は、その動物園において飼育する動物(以下「飼育動物」という。)の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行われなければならない。

2 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行われなければならない。

3 動物園の活動を行うに当たっては、市民及び事業者との協働により取り組まれるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者(動物園を運営する者を除く。)は、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組への理解を深め、協力するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

第2章 動物園

(保全活動)

第7条 動物園は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 動物の収集に関すること。
- (2) 野生動物の保全に資するための調査・研究に関すること。
- (3) 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること。
- (4) 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること。
- (5) 生息域外保全のための累代飼育に関すること。
- (6) 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること。

2 前項に定めるもののほか、動物園は、野生動物の生息域内保全に関する取組その他野生動物の保全を推進するために必要な活動を行うよう努めるものとする。

(良好な動物福祉の確保)

第8条 動物園は、飼育動物の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努めるとともに、疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備するものとする。

2 動物園は、動物福祉に関する規程(以下「動物福祉規程」という。)を定めるとともに、当該動物園における飼育動物の動物福祉を定期的に評価し、必要に応じて改善のための措置を講じるものとする。

3 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(活動情報の公表)

第9条 動物園は、前2条に定める事項の取組状況について、インターネットの利用その他適切な方法により適宜公表しなければならない。

第3章 認定動物園

第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第4章 円山動物園

(運営方針及び実施計画の策定)

第11条 市長は、円山動物園の運営に関し、総合的かつ計画的な運営方針（以下この条において「運営方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、運営方針に沿った円山動物園の運営を実施するため、円山動物園の運営に係る中期的かつ具体的な計画（次項及び第4項において「実施計画」という。）を策定するものとする。

3 運営方針及び実施計画は、この条例に定める事項との整合性を確保して策定するものとする。

4 市長は、生物多様性の保全に関する情勢の変化を勘案し、及び市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、運営方針及び実施計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(円山動物園における良好な動物福祉の確保)

- 第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。
- 2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 3 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

(円山動物園動物福祉の日)

- 第13条 市民の動物福祉に関する理解及び関心を深めるとともに、円山動物園の職員の動物福祉の向上に関する意識の高揚を図るため、7月25日を円山動物園動物福祉の日とし、動物福祉の向上に関する普及啓発及び学習会その他の動物福祉の向上に資する取組を行うものとする。

(動物の展示及び教育活動における原則)

- 第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

(2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。

(3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

(施設の整備及び管理)

第15条 市は、円山動物園の施設を整備する際には、生物多様性の保全及び良好な動物福祉の確保に資するよう留意しなければならない。

2 市は、円山動物園の施設管理に当たっては、飼育動物の安全の確保に万全を期するとともに、良好な動物福祉の確保が図られるよう留意しなければならない。

(危機管理)

第16条 市は、飼育動物並びに利用者、職員及び円山動物園の周辺地域の住民その他の関係者（以下この条において「利用者等」という。）の安全に配慮し、自然災害、感染症、飼育動物の逸走その他の飼育動物又は利用者等の生命の危機を生じさせる事象について、これに対応するための計画を策定するとともに、当該計画を実施する体制を整備しなければならない。

(連携)

第17条 市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿って事業を実施するため、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組まなければならない。

(専門的知識を有する職員の確保等)

第18条 市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿った動物の飼育管理等の業務を適切に実施するため、野生動物の診療、動物の飼育管理等に関し、専門的知識又は経験を有する職員を確保するよう努めなければならない。

2 市長は、円山動物園の職員の育成を図るため、研修の実施、研究及び発表の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公表等)

第19条 市は、生物多様性の保全に関する取組その他の円山動物園の運営に関する状況についてインターネットの利用その他適切な方法によりその内容を公表するものとする。

2 市は、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映させるよう努めなければならない。

第5章 動物園応援基金

(寄附文化の醸成)

第20条 市は、動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）に対する市民、事業者等による資金的支援が活発に行われ、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化が市民、事業者及び市との協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

(動物園応援基金)

第21条 市は、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化の醸成に資するとともに、動物園の野生動物の保全活動等の促進に資するため、別に条例で定めるところにより、動物園応援基金を設置する。

(助成)

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かななければならない。

第6章 市民動物園会議

第23条 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。

2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。
 - (4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べること。
 - (5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べること。
- 3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。
 - 4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。
 - 5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
 - 6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることができる。
 - 8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。
 - 9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
 - 10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。
 - 11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。
 - 12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章、第2

2条並びに第23条第2項第4号及び第5号並びに附則第4条（札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第8条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

（札幌市附属機関設置条例の一部改正）

第2条 札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1市長の項市民動物園会議の目を削る。

（札幌市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の札幌市附属機関設置条例別表1に規定する市民動物園会議（以下「旧市民動物園会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第23条第5項の規定により市民動物園会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における旧市民動物園会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（札幌市基金条例の一部改正）

第4条 札幌市基金条例の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(23)動物園応援基金（以下「動物園基金」という。） 動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）の促進に資する。

(2) 第4条中「及び新型コロナ対策支援基金」を「、新型コロナ対策支援基金及び動物園基金」に改める。

(3) 第8条に次の1項を加える。

13 動物園基金は、円山動物園及び認定動物園（札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）第10条第1項に規定する認定動物園をいう。）における野生動物の保全活動等の促進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

札幌市動物園条例の概要

1 全体構成（規定項目等）

動物園の運営目的や実施事業等を明確化し、その取組を促進する施策を定めた条例

前文

これまでの動物園の運営と市民との関わり、生物多様性の危機的な状況、現代の動物園の社会的役割・責任、円山動物園の過去の動物死亡事故への反省と改善への取組、動物園の法的な位置付けが明確ではないこと、今後の動物園の展望

第1章 総則

目的、定義、基本理念、市・市民・事業者の責務

動物園のあるべき姿
(動物園の存在意義)

第2章 動物園

保全活動、良好な動物福祉の確保、活動情報の公表

第3章 認定動物園

認定・取消し、市民動物園会議の意見聴取、助言等の支援

動物園の自主的な取組を促す制度。盛り立て、底上げ

第4章 円山動物園

運営方針等策定、良好な動物福祉の確保、動物福祉の日、展示・教育の原則、施設整備・管理、危機管理、連携、専門的知識を有する職員の確保等、公表等

円山動物園の基本的取組事項

第5章 基金

寄附文化醸成、動物園応援基金設置、認定動物園への助成

動物園の保全活動を市民・事業者とともに支え促進する仕組み

第6章 市民動物園会議

会議設置、所管事務、委員数・任期、臨時委員、部会設置

客観的・専門的なチェック機関
動物園の取組、認定制度、基金の仕組みを支える要(かなめ)

第7章 雑則

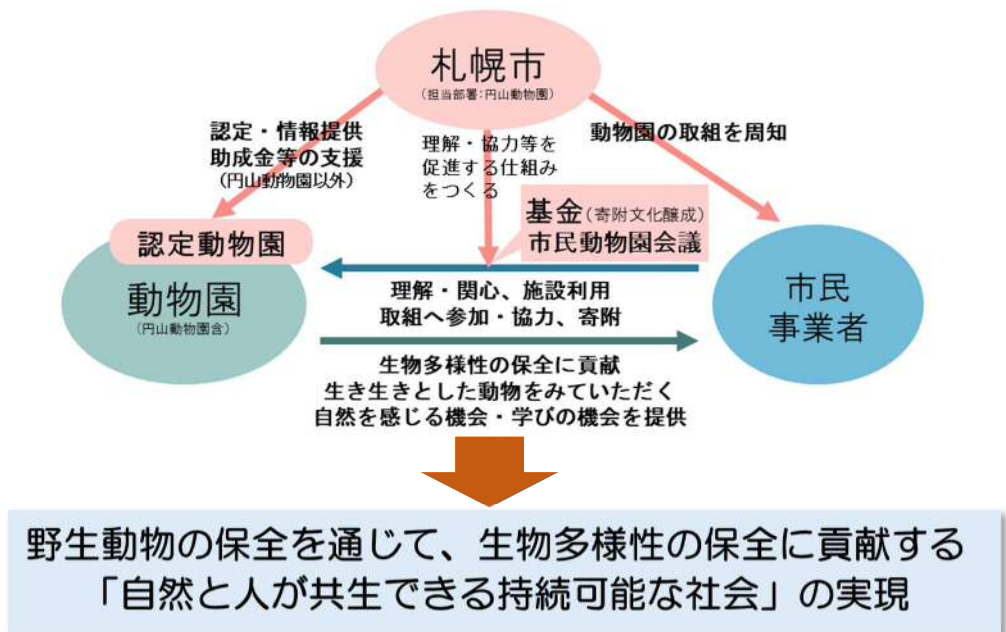
市長への委任

附則

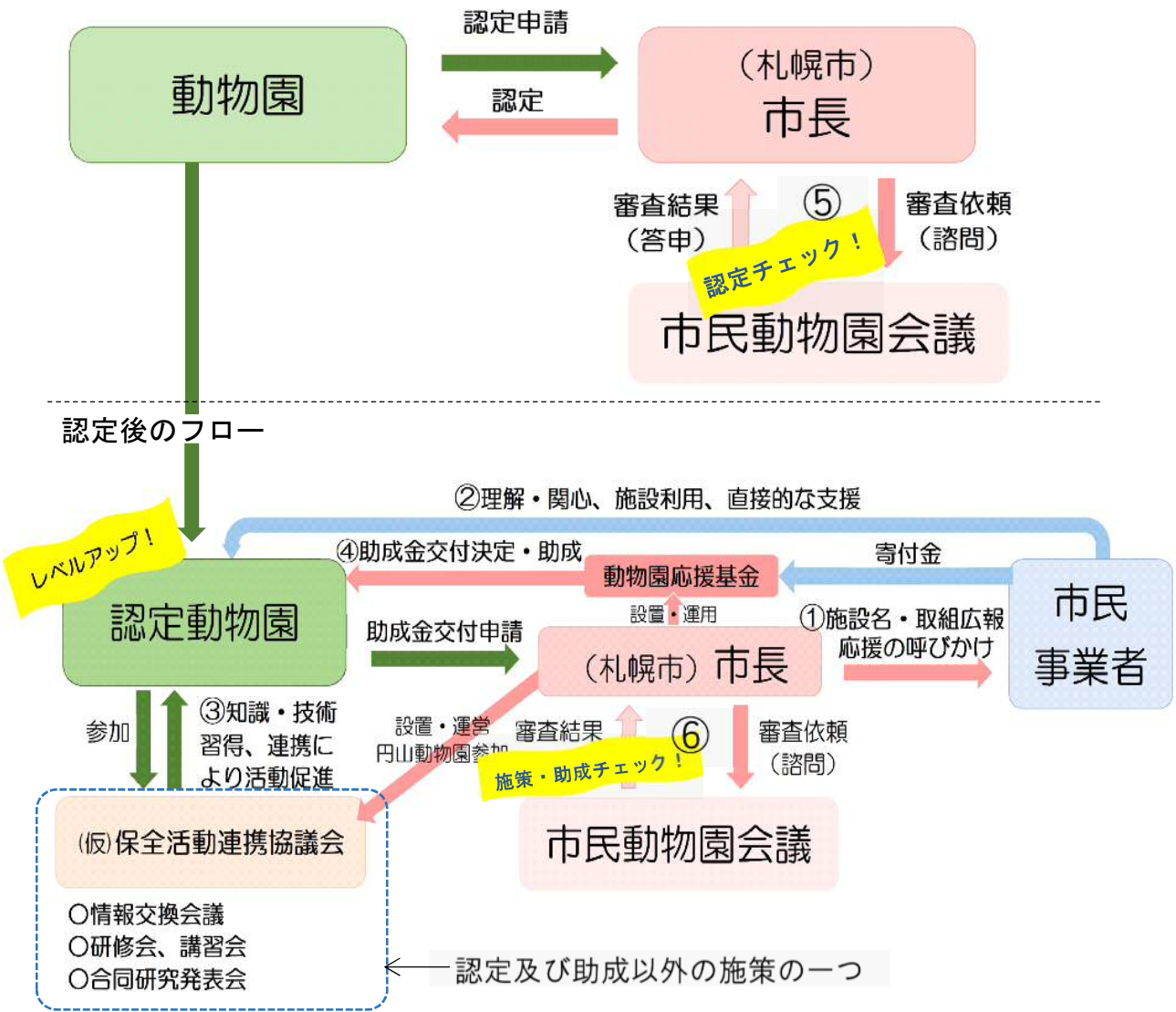
施行期日(公布日に施行、一部未施行※)、附属機関設置条例及び基金条例の改正

※未施行の条
第2章動物園(第7~9条)、第3章認定動物園(第10条)、助成(第22条)、市民動物園会議の事務のうち認定動物園の認定及び助成に関する審査(第23条第2項第4号及び第5号)

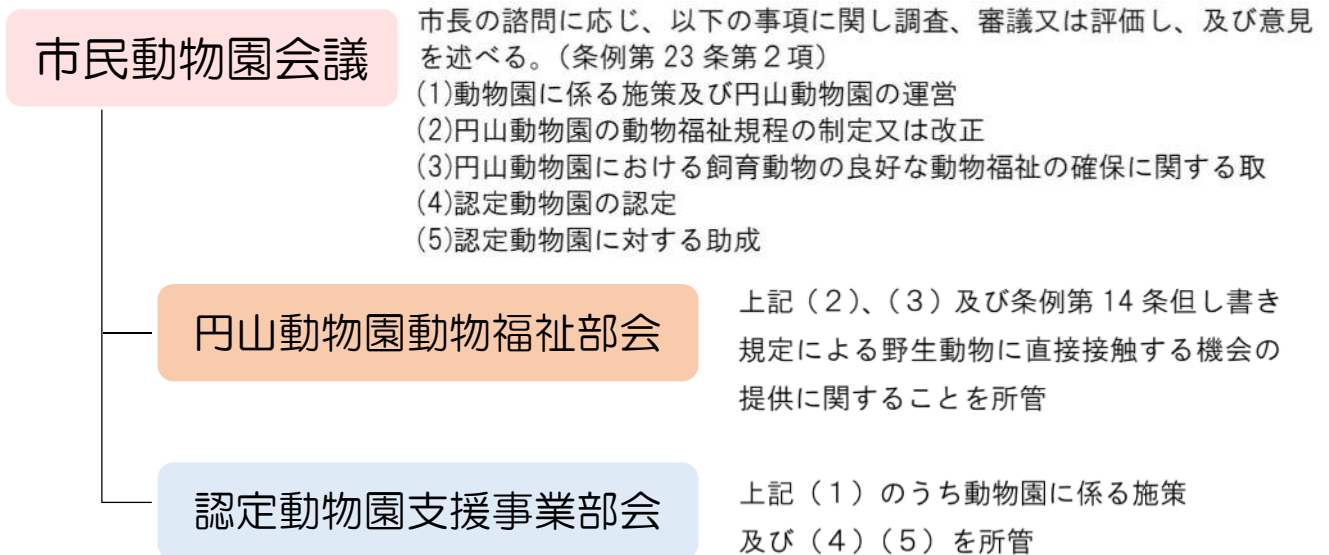
2 条例の目指すもの(運用イメージ)



3 「動物園」と認定動物園制度、動物園応援基金、市民動物園会議の関係
認定されるまでのフロー



4 認定動物園支援事業部会の位置付け



認定動物園制度に係る主な規定（札幌市動物園条例の抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (3) 動物園 動物園、水族館、昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。

第3章 認定動物園

第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

- 2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、⑤あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、①認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、③当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第5章 動物園応援基金

（寄附文化の醸成）

第20条 市は、動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）に対する②市民、事業者等による資金的支援が活発に行われ、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化が市民、事業者及び市との協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

（動物園応援基金）

第21条 市は、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化の醸成に資するとともに、動物園の野生動物の保全活動等の促進に資するため、別に条例で定めるところにより、動物園応援基金を設置する。

（助成）

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、④野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、⑥あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

札幌動経第 1026 号
令和 4 年（2022 年）6 月 17 日

市民動物園会議
委員長 吉中 厚裕 様

札幌市長 秋元 克広

諮 問

札幌市動物園条例（令和 4 年条例第 30 号、以下「動物園条例」とする。）第 23 条第 2 項に基づき、下記のとおり市民動物園会議に諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 動物園条例第 8 条に基づく、動物福祉規程（案）について
- (2) 動物園条例第 10 条に基づく、認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度（案）等について

2 諮問理由

本市では、令和 4 年 6 月 6 日に動物園条例が施行となり、本市の生物多様性保全、環境教育、動物園政策の新たなスタートとなります。

動物園における良好な動物福祉の確保するため、各動物園において動物福祉規程を定めることとしており（動物園条例第 8 条第 2 項）、円山動物園における動物福祉規程についても策定が必要となっております。

また、動物園条例では、生物多様性の保全への寄与等、動物園条例の目的及び理念に適合するものについては、札幌市認定動物園として認定できることを定めております。

これらの制度運用を適格に定めることは、動物園条例の理念を達成するために必要不可欠なものであり、円山動物園における動物福祉規程の制定に当たっては、市民動物園会議の意見を聴かなければならないことが定められております（動物園条例第 12 条第 3 項）。

つきましては、動物福祉規程案の作成及び認定動物園制度に係る認定要件、助成制度（案）の具体的かつ適切な制度設計（案）についてご意見、ご議論をいただきたく、ここに諮問いたします。

動物福祉部会の審議事項と検討スケジュール

1 審議事項

(1) 動物福祉規程に関すること

円山動物園における動物福祉規程の策定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。(動物福祉規程)

(2) 評価に関すること

円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。(動物福祉の評価)

(3) 動物園条例第 14 条第 1 項ただし書き規定に関する審査

円山動物園における動物の展示及び教育活動を行うにあたり、利用者に野生動物に直接接触する機会の提供について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものかどうかについて、審査を行う。(ふれあい)

※ (2)及び(3)は、当部会の決議を本会議の決議とみなすこととしている(札幌市動物園条例第 23 条第 10 項に基づき、令和 4 年 6 月 25 日市民動物園会議(本会議)で決定。)

2 市長からの諮問事項(本部会関係分)

令和 4 年 6 月 17 日付、札幌市長より市民動物園会議に諮問された事項について、6 月 25 日開催の第 42 回市民動物園会議において、次の事項について当部会に付託されている。

- ・動物園条例第 8 条に基づく、動物福祉規程(案)について

3 当部会の現委員の任期

現在の動物園会議委員の任期満了日(令和 5 年 9 月 30 日)と同じ日までとする。

4 検討スケジュール(予定)

部会数	時期	主な審議事項
第 1 回	令和 4 年 9 月 22 日	動物福祉規程(基準)、安楽死処置実施ガイドラインについて
	令和 4 年 10 月初旬	市民動物園会議(本会議)に中間報告
第 2 回	令和 4 年 10 月下旬	動物福祉規程(基準)、安楽死処置実施ガイドライン、ふれあいについて
第 3 回	令和 4 年 11 月下旬	市民動物園会議(本会議)へ報告する答申案内容について
	令和 4 年 12 月上旬	市民動物園会議(本会議)に最終報告、答申案審議 市民動物園会議から市へ答申
	令和 4 年 12 月中旬	札幌市において円山動物園動物福祉規程決定
	令和 5 年 1 月上旬	動物福祉規程運用開始
	令和 5 年 3 月	動物福祉の評価実施

※ 3 回の会議では 12 月上旬までの答申案決定に間に合わないと考えられる場合、会議回数を増やす又は制度開始時期を延期することも想定される。

札幌市円山動物園動物福祉規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第 8 条第 2 項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。

（動物福祉の向上にむけた責務）

第 2 条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の 5 つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。

2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。

（動物福祉の自己評価）

第 3 条 園長は、条例第 12 条第 1 項に基づく市民動物園会議の評価を受けるため、動物福祉評価委員会を組織し、飼育動物における動物福祉の自己評価を実施しなければならない。

2 動物福祉評価委員会は、園長をリーダーとし円山動物園職員の中から選出することとする。

3 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。

（教育（ふれあい）・調査研究）

第 4 条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。

2 前項の承認については、別紙様式 1 により審議を依頼するものとする。

3 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合で、かつ、動物福祉に影響する可能性がある場合は、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。

（関連法令の遵守等）

第 5 条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。

2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和 48 年法律 105 号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成 25 年告示第 83 号）を正しく認識し、その遵守に努めること。

3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(安楽死処置)

第6条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、以下の条件のいずれかに該当した場合に検討することとする。

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。
 - (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
 - (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
 - (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。
 - (5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。
 - (6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。
 - (7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。
- 2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。

附則

- 1 本規程は、令和4年 月 日より施行する。
- 2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。

札幌市動物園 動物福祉規程 比較表

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、(公社)日本動物園水族館協会（以下「協会」という）に加盟する会員が行う活動のうち動物福祉に関して必要な事項を定め、動物福祉を適正な水準で推進することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。</p>		目的
<p>（動物福祉の定義）</p> <p>第2条 動物福祉とは、世界動物園水族館協会が定める定義に準拠し、飼育および展示における個々の動物の身体的および心理的状态のことをいう。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。</p>	動物福祉については、市条例で定義。その他、定義が必要な語句はなし。
<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第3条 会員および園館職員は、この規定を誠実に履行し、順守する義務および動物園および水族館で飼育管理する動物の動物福祉の向上に取り組む責務を負う。</p> <p>2 会員および園館職員は、動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して科学的根拠に基づいて自ら定期的に動物福祉を評価し、別に定める動物福祉基準に基づいた動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>3 会員および園館職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第2条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条第5項 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。</p>	基準の整備を規程
<p>（動物福祉の評価）</p> <p>第4条 会員は、動物福祉の適正な水準の実現にむけ、協会が実施する動物福祉の評価を定期的に受け、その指導および勧告等を履行する義務と責任を負う。</p> <p>2 前項に規定する評価を行うにあたっては、前条の趣旨に即し別に定める要領に基づき、会員の中から選任された評価員をもって行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による評価の結果は、会員に報告するものとする。</p>	<p>（動物福祉の自己評価）</p> <p>第3条 園長は、条例第12条第1項に基づく市民動物園会議の評価を受けるため、動物福祉評価委員会を組織し、飼育動物における動物福祉の自己評価を実施しなければならない。</p> <p>2 動物福祉評価委員会は、園長をリーダーとし円山動物園職員の中から選出することとする。</p> <p>3 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。</p> <p>2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>	円山動物園動物福祉自己評価実施要領（仮）

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>(教育活動)</p> <p>第5条 動物を用いた教育活動は、動物福祉の向上を常に考慮して実施し、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とする。</p> <p>(1) 動物とのふれあい等に際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。</p> <p>(2) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。</p> <p>(3) 動物に係わる情報発信に関しては動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行わないこと。</p> <p>(野生生物保全における動物福祉)</p> <p>第6条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の向上を常に考慮しなければならない。</p>	<p>(教育（ふれあい）・調査研究)</p> <p>第4条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の承認については、別紙様式1により審議を依頼するものとする。</p> <p>3 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合で、かつ、動物福祉に影響する可能性がある場合は、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。</p>	<p>(動物の展示及び教育活動における原則)</p> <p>第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。</p> <p>(2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。</p> <p>(3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。</p>	<p>〔第3項〕</p> <p>調査研究においては、事前の外部評価は難しいため、内部評価とする。（現在の決裁と実質、変わらないため、決裁を簡略化したい）</p>
<p>(関連法令の遵守等)</p> <p>第7条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 生物多様性委員会の定める JAZA コレクションプラン（JCP）の方針、ならびに適正施設ガイドラインに基づいたものとする事。</p> <p>4 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。</p>	<p>(関連法令の遵守等)</p> <p>第5条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。</p>		

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
	<p>(安楽死処置)</p> <p>第6条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、以下の条件のいずれかに該当した場合に検討することとする。</p> <p>(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。</p> <p>2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。</p>		<p>安楽死処置の検討については、ガイドラインの検討を参照</p>

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（改善勧告等）</p> <p>第8条 第4条に定める動物福祉の評価の結果、第5条および第6条、並びにその他要綱で定める基準に適合しないことにより、飼育動物の動物福祉が著しく損なわれると認めるときは、定款の定めに基づいて、会員に対し、その事態を除去するために必要な限度において、動物の管理方法若しくは施設を変更すべきことを勧告し、会員資格の一部または全部を停止することができる。</p> <p>2 会員は、前項における指導および改善勧告を受けた場合、30日以内に改善計画を提出するものとする。</p>			規程しない
<p>（動物福祉委員会）</p> <p>第9条 この規程の目的を達成するため、動物福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。</p>		<p>（市民動物園会議）</p> <p>第23条第8項 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p>	
<p>（要綱および動物福祉基準）</p> <p>第10条 細目はこの規程に定めるもののほか、動物福祉評価実施要綱および動物福祉基準を別に定める。</p>			※第2条で基準の整備を、第3条で自己評価方法等について記載
<p>（改廃）</p> <p>第11条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。</p>		<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条第3項 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。</p>	
	<p>附則</p> <p>1 本規程は、令和4年 月 日より施行する。</p> <p>2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。</p>	<p>（良好な動物福祉の確保）</p> <p>第8条第3項 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</p>	定期的な見直しの期間を1年ごとと具体的に記載

札幌市円山動物園動物福祉基準

令和 年 月 日策定

(取り組みの原則)

第1条 この基準で定める動物福祉の向上に向けた取り組みの原則を以下のとおりとする。

- (1) 動物福祉は様々な物理的要素によってプラスにもマイナスにも影響を受ける可能性があり、動物福祉を向上させるためには飼育動物がその種に特有な環境と行動を適切に選択でき、さらにコントロールできることが重要な要素である。
- (2) 栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域モデルを活用し、飼育動物の状態を観察・評価を行い、必要な体制整備し、安全管理等を行うことにより、動物福祉の向上に向けて常に尽力しなければならない。
- (3) 飼育動物の健康状態が疾病障害等で著しく損なわれていると判断した場合、生命の尊厳に配慮し、その動物から可能な限り苦痛を取り除くことを目的として、必要に応じて人道的な安楽死処置を実施する責を負う。
- (4) 飼育動物について、動物福祉や保全等に関する適切な調査研究やその他の学術活動に積極的に関わる責を負う。

(用語の定義)

第2条 本基準で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 飼育動物
原則として、円山動物園で飼育するすべての動物をいう。
- (2) 飼育施設
動物の飼育管理のために提供されるすべての施設を指し、屋内施設及び屋外運動場の双方を含む。
- (3) デモンストレーション
人と飼育動物のふれあいの機会の提供、興行、商業的な撮影等をいう。これには、園外で行われる出張イベント等も含まれる。
- (4) 環境エンリッチメント
動物に関する科学的な知見をもとに、動物の持つ行動及び生理的な要求に応え動

動物福祉を良好にするために、動物が取りうる選択肢を増やし、種に特異的な行動や認知能力の発揮など、動物本来の性質の発現を促す飼育環境の整備と管理方法を改善することをいう。

(良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止)

第3条 飼育動物の良好な動物福祉の実現を妨げると考えられる次の各号を禁止する。

- (1) 当該個体の身体的あるいは行動上の健全さ、発育、心理的健康を損なうような物理的な制裁を使った訓練手法
- (2) 動物の身体的ないし心理的健康に有害なデモンストレーション
- (3) 動きを著しく制限し心理的健康を損なうような何もない飼育施設への閉じ込め
- (4) 審美的な見地による外科手術及び問題行動の外科的解決
- (5) 来園者からの無制限の給餌
- (6) 種の保全状況を損なうと考えられる野生動物の入手及びそれを助長するような相手先からの入手

(動物の栄養に関する基準)

第4条 動物の飼育管理にあたり、適正な給餌及び給水とその衛生の維持のため、次の取り組みを実施する。

(1) 適正な給餌及び給水

ア 種ごとの給餌計画を策定し、管理すること。なお、この給餌計画は飼育動物の成長及び繁殖状態を考慮し定期的に見直すこと。

イ 飼育動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

ウ 飼育動物の飼育及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

エ 社会的なグループの中で、他の動物からの汚染、優位性及び競争を防ぎ、すべての個体がいつでも十分に利用できるような方法で、給餌及び給水を行うこと。

(2) 給餌の衛生管理

ア すべての調餌エリアは、衛生的に保つこと。

イ すべての餌は、劣化、カビ、汚染から適切に保護されている施設に保管するこ

と。

ウ 飼育施設内の給餌場所、給水場所を衛生的に管理し、汚染リスクが最小限に抑えられ、必要十分な量が提供されていること。

(3) 生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項

生きた脊椎動物を他の動物に給餌する場合は、動物福祉評価委員会において倫理的審査を行い、給餌される動物の苦痛を軽減し、飼育動物の良好な動物福祉にとって絶対的に必要な場合にのみ実施すること。

(動物の飼育環境に関する基準)

第5条 動物を飼育管理にあたり、飼育施設等について次の取り組みを実施する。

(1) 飼育施設の設計

ア 動物の飼育施設の設計にあたっては、その動物の生涯にわたる基本的な身体的・行動的要求を満たし、常に自然で正常な行動を促すための適切な複雑さを提供すること。

イ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど、日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。

ウ 飼育施設のすべての動物に、隠れ場、遊び場等の設備及び器具等を備えた豊かな飼育及び保管の環境を整え、常に自由にアクセスできるように努めること。

エ 過度なストレスがかからないように、適切な湿度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、またはそのような状態に保つための設備を整えること。

オ 屋外または屋外に面した場所にあたっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

(2) 飼育施設の衛生管理

ア 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

イ 飼育設備は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

ウ 飼育設備の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

エ ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼育又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

オ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

カ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする

キ 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

ク 動物に感染症が確認された場合は、あらかじめ定めた防御及び制御を直ちに実施し、その拡大防止等に努めること。

(3) 飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等

ア 飼育施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼育及び保管する飼育動物の数及び状態を確認すること。

イ 施設は、飼育動物が逸走できない構造及び強度とすること。

ウ 動物の逸走を防止するため、飼育施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

エ 飼育設備は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること

オ 平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、災害発生時等における動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

カ 施設の構造並びに飼育及び保管の方法は、職員が危険を伴うことなく作業ができるものとする

(4) 水生動物及び海洋動物で特に配慮すべき事項

ア 飼育水には有害な汚染物質が含まれてはならず、必要に応じてろ過などを行うこと。

イ 飼育水の水温、水質、水流、飼育施設の光量などはその動物に適したものである。

ウ 水質（pH、塩分濃度、酸素濃度、アンモニア、亜硝酸塩、硝酸塩等）は適切に訓

練された人員のよって定期的に検査し、その動物に適した値内に維持されること。

(5) 動物の移動

ア 動物の輸送及び移動は、適用されるすべての地域、国内及び国際的な法律、規範、基準及びガイドラインに準拠すること。

イ 輸送及び移動中の良好な動物福祉と安全の確保及び動物による危害の防止のため、適切な輸送または移動の計画を策定し実施すること。

ウ 動物福祉に配慮した輸送等を行うため、動物の種類、性別、性質及び群れでの管理等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、飼育動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

エ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

オ 輸送及び到着時に、関係書類を含め、獣医師等による適切な検査を行うこと。

(動物の健康に関する基準)

第6条 飼育管理する動物の健康の維持等にあたり、次の取り組みを実施する。

(1) 獣医学に基づく疾病予防及び治療の実施

ア 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努め、必要に応じてワクチン接種や寄生虫予防または駆除等を実施すること。

イ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。この際、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識して対応すること。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明及び再発防止を図るため、獣医学的な見地から適切な措置を講じること。

(2) 飼育管理する動物に対する苦痛の軽減

ア 飼育動物の飼育及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

イ 非侵襲型の個体識別方法を基本とし、外科的処置による識別を実施する場合は、その苦痛を最小限にすること。

ウ 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行うことを原則とし、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。

(3) 終生飼育の原則

ア 希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼育動物が終生飼育されるよう努めること。ただし、動物福祉規程第6条第1項で定める場合で、安楽死処置を行う場合は、この限りではない。

イ 前号のただし書きにおいて、やむを得ず安楽死処置を行う場合は、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師によって行われなければならない。

(4) 動物由来感染症対策と衛生動物の防除

ア 飼育動物、職員及び来園者における人と動物の共通感染症を含む感染症対策を実施し、その実現に向けて感染症対策マニュアルの策定及び感染症発生時の危機管理プランを策定すること。

イ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(5) 飼育施設に動物を導入する場合の注意事項

ア 他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を新たに施設内に導入する場合は、原則として検疫施設で当該動物が健康であることを確認すること。この際、健康状態の確認が終わるまでは、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないこと。

イ 当該動物の健康状態の確認は、目視及び感染症等の検査を実施するとともに、導入に係る相手方等からの聴取りにより確認すること。

ウ 当該動物の飼育環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

(6) 動物が死亡した場合の取り扱い

ア 飼育動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

イ 飼育動物が死亡した原因を究明するため、必要に応じて剖検を行うこと。

ウ 剖検を行うにあたっては、汚水・悪臭の防止に努め、適切な環境衛生の管理を行うこと。

(7) 記録の保存

施設管理、動物管理（個体毎または群れの状態、繁殖の実施状況を含む）、獣医学的処置、健康と動物福祉に関する情報は、飼育員による観察と記録によって一定期間の長期に亘って保存すること。

(動物の行動に関する基準)

第7条 飼育管理する動物の適切な行動の発現にむけ、次の取り組みを実施する。

(1) 環境エンリッチメント

ア 飼育動物に対して可能な限り環境エンリッチメントを行い、常に自然で正常な行動を発現できる環境を用意することに努めること。

イ 取り組んでいる環境エンリッチメントは、定期的に安全性の確認、評価及び見直しを行い記録しなければならない。

(2) 生理生態に配慮した管理

ア 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成及び性比等を考慮し、できるだけ複数で飼育及び保管すること。

イ 異種または複数の飼育動物を同一施設内で飼育または保管する場合には、ケージ等の構造もしくは配置または同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ウ 社会的グループを形成する種の個体は、獣医学的目的のために必要な場合、またはその他の理由（切迫した出産など）により正当化される場合や、隔離が個体の動物福祉を損なわない場合を除き、隔離して収容しないこと。

(3) 繁殖及び幼齢動物の飼育における配慮

ア 飼育動物を繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

イ 動物の生態に合わせて、親子等をともに飼育できるように努めること。特に幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼育すること。

(4) 動物のトレーニング

ア 飼育動物のトレーニングは、健康管理を目的とし、動物の自発的な行動を促す方法によることを原則とすること。

イ 鎖やロープなど、動物を拘束しなければならない場合は、医療介入または輸送

中の動物とスタッフの安全性を確保する場合等のみ認められる。この場合、拘束は必要最低とし、動物福祉に配慮した方法とすること。

(5) 飼育動物と来園者等との交流

ア 動物にデモンストレーションをさせる場合には、デモンストレーション及びその訓練は、動物の自発性を尊重し、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物を殴打し、酷使する等の虐待となるような過酷なものとならないようにすること。

イ 動物を叩いたり強制的に働かせるようなトレーニングではなく、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物の性質を歪めたり、デモンストレーション、訓練等が過酷なものとなったりしないよう配慮しなければならない。

ウ 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。

エ 飼育動物の給餌を適切に管理し、来園者がみだりに食物等を与えない措置を講ずること。

オ 短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において飼育動物又はふれあい物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼育及び保管の環境の確保に努めること。

カ 移動先にあっても、動物の習性や衛生管理に配慮した施設において飼育及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。

キ 人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある飼育動物については、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ク 動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態及び人と動物双方に対し有害となる方法による撮影等を行わないこと。

(飼育動物の精神状態に関する基準)

第9条 飼育動物の良好な動物福祉の実現に向け、次の取り組みを実施する。

(1) 動物の飼育管理に当たっては、動物のポジティブな身体的及び社会的な経験を促し、ネガティブな経験を軽減することで、総合的に飼育動物の良好な動物福祉を確保するように努めること。

- (2) 職員は、動物の精神的な状態の把握に努め、飼育動物に負の状態が起きるのを最小限にとどめ、同時に、正の状態を促進させるよう努めること。
- (3) 飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

(動物の管理に関する基準)

第10条 前条までの5つの領域における動物福祉の把握と向上に向けた取り組みに加え動物の飼育管理等に関して、次の取り組みを実施する。

(1) 個体の状況の把握と管理方法

- ア 一日一回以上飼育施設等を巡回し、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。
- イ みだりに繁殖させることにより飼育動物の適正な飼育及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、飼育動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。
- ウ 遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。
- エ 飼育又は保管をする動物の種類及び数は、飼育施設の構造及び規模並びに動物の飼育又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。
- オ 飼育動物の適正な飼育及び保管並びに動物が逸走した場合の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の個体を識別する措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

(2) 収集展示計画

- ア 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとする。
- イ 野生から動物を入手する場合は、必要最小限とし、その場合、入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。
- ウ 動物の移動に関しては、野生動物の保全・動物福祉の向上の努力を損ないうる

動物の商取引を強化することがないように配慮すること。

エ 収集する動物は、当該施設における展示計画及び繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

オ 性別、年齢、血縁等が収集の目的及び条件に合っていること。

カ 野生動物救護等の目的で保護した個体を展示する場合についても、その動物の状態に応じて動物福祉に配慮した適切な取り扱いを行うこと。

(3) 人への危害の防止

ア 人に危害を加えるおそれ等のある飼育動物が来園者に接触することができない構造にするとともに、飼育動物を観覧する場所と施設との仕切りは来園者が容易に越えられない構造にすること。

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等に鑑み、人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある飼育動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

エ 関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、職員は、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

オ 人に危害を加える等のおそれのある飼育動物が逸走した場合には、速やかに来園者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した飼育動物の捕獲等を行い、飼育動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

カ 動物の飼育又は保管をする場合にあっては、動物の逸走時及び災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制を整備するほか、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

キ 毒蛇等の有毒動物を飼育及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、飼育動物による人への危害の発生の防止に努めること。

ク 飼育動物の飼育及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、来園者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。

ケ 飼育動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

コ 人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

(4) 排水等の管理

排水等を適切に管理するため、排水に関する設備の掃除を定期的に行なうこと。

(5) 適切な飼育管理等のための人員体制

ア 飼育動物の飼育及び保管並びに来園者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼育及び保管の経験を有する専門の職員、又はその監督の下に行われるように努めること。

イ 職員に対して必要な教育訓練を行い、飼育動物の保護、飼育動物による事故の防止及び来園者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

(6) 飼育動物の研究

ア 研究及び教育において飼育動物を使用する場合は、動物福祉への影響を考慮し、いかなる負の影響も実施する前に評価を行わなければならない。

イ 動物に大幅な外科的介入や負担をかけるような研究を実施しないことを原則とする。

ウ 医学研究における支援を目的に計画された動物に負担をかける手順は、飼育動物では行わない。なお、日常の業務手順を行う際に、採取した組織や死体からの試料収集についてはこの限りではない。

(7) 飼育動物に関する情報提供

ア 機能障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、来園者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、来園者の

- 動物及び動物福祉に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。
- ウ 飼育動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かささないこと。
 - エ 来園者と飼育動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼育保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。
 - オ 来園者と飼育動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、来園者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。
 - カ デモンストレーションは、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化を行ってはならない。

附則

この基準は令和 年 月 日より施行する

札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案）

札幌市円山動物園（令和4年 月 日暫定）

1 背景及び目的

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向があった。

世界動物園水族館協会（WAZA）が2015年に示した「野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略」には、「適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。」と記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある。

このため、安楽死処置の実施と、その際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとする。

2 安楽死処置の検討発議基準

札幌市円山動物園動物福祉規程（以下「動物福祉規程」という。）第6条の規定に該当した場合、安楽死処置の実施を検討する。

3 安楽死処置検討から決定までの手順

(1) 動物福祉規程第6条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 対象動物を所管する担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、検討会議を実施する。検討会議の内容は、別紙1「安楽死処置検討会議記録」に記録する。

イ 前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高いと判断した場合は、市民動物園会議動物福祉部会（以下「動物福祉部会」という。）に実施の可否について意見聴取を行う。

ウ 動物福祉部会において、2/3の賛成により、安楽死処置の実施が妥当と判断された場合、その実施について円山動物園園長が決定する。

(2) 動物福祉規程第6条第1項第5号及び第6号に該当する場合

前号のアに準じて、安楽死処置の必要性を判断する。緊急性が高いため、動物福祉部会への意見聴取を省略し、安楽死処置を実施出来るものとする。この場合は、実施結果を福祉部会へ報告する。

(3) 動物福祉規程第6条第1項第7号に該当する場合

石狩振興局と協議後に、動物福祉部会への意見聴取を実施せずに安楽死処置を実施することが出来る。

4 安楽死処置の実施方法

動物診療担当係獣医師が可能な限り対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻

酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認したうえで、塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する。処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認する。

5 死体の処理方法

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理する。必要な場合は、標本化する。

6 広報について

動物福祉規程第6条第1項第1号から第6号の理由により安楽死処置を実施した場合は、事後に当園ホームページで広報を行う。

市民動物園会議関係条例・規則

○札幌市動物園条例（抄）

令和4年6月6日条例第30号

第3章 認定動物園

第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

- 2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（円山動物園における良好な動物福祉の確保）

第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に**市民動物園会議**の評価を受けなければならない。

- 2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 3 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

（動物の展示及び教育活動における原則）

第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと**市民動物園会議**が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。
- (2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

(助成)

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴かなければならない。

第6章 **市民動物園会議**

第23条 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。

2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べる事。

(2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べる事。

(3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べる事。

(4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べる事。

(5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べる事。

3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べる事ができる。

4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。

5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。

9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。

11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。

12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○市民動物園会議規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市動物園条例（令和 4 年条例第 30 号）第 23 条第 12 項の規定に基づき、市民動物園会議（以下「動物園会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 動物園会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、動物園会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 4 条 動物園会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、動物園会議の会議の議長となる。
- 3 動物園会議は、委員（議事に関係のある臨時委員も含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 動物園会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 動物園会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 部会は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「動物園会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、動物園会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の動物園会議に相当する合議体の委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日動物園会議の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（令和4年規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。